

「福島町議会基本条例」制定10年 検証↓改正、新たな条例・要綱の制定

福島町議会基本条例が制定されて一〇年が経過しました。「議員が主役」「住民の参画」「変化を恐れない」を議会改革の視点として「開かれた議会」を目指し、試行錯誤を繰り返しながら「気が付いたことから、できることから」を合言葉に一歩一歩進め、集大成として二〇〇九（平成二一）年、議会基本条例をまとめました。

制定後も、改革が後退しないよう、慎重に検証、さらなる向上を意識し議会活動に取組み、議会基本条例諮問会議からの答申をいただきながら、▽議会基本条例の検証・行動計画の実行
▽適正な議員定数・歳費、議会費の標準額提示
▽議会活動の検証・評価等を実践し、
新たな取組として「一般質問の追跡調査」「総合計画条例制定」「論点・争点を明確にする審議を規定」「議会・委員会結果の執行部への手交」等が実行されておりです。

「議会基本条例」制定一〇年間の検証と実績の反映を期し、新年度施行を目指して、関連規定を含め全体的に、より分かりやすく改正し、新たに二条例、七要綱を制定しました。

主な改正・制定内容（二〇一九年四月一日施行）
○議会基本条例（改正）

- ・一般質問等答弁事項進捗状況調査
- ・常任委員会所管調査報告書の執行者手交
- ・議案審議・提案者との意見交換、議員間討議
- ・文書質問による関連資料の請求
- ・行政事務事業の評価、公表

○議会事務局人事の町長との協議
○議会条例（改正）

- ・議案審議の明確化・議案説明→質疑→意見交換→議員間討議→討論
- ・会議規則十委員会条例⇨会議条例としたことによる重複部分の省略（公聴会開催等の準用）

○議会運営基準（改正）

- ・常任委員会会議録の作成
- ・議会運営委員会協議事項の追加・本会議の反省（審議、進行、一般質問の追跡調査、政治倫理基準の遵守、一問一答制の徹底）
- 議会参画奨励条例（制定）参画を奨励する規則
- ・傍聴→参画・町民の自主的な参画を促し、積極的に参画者の意見を聴く機会を設ける（参画者席に発言の場を設置する）

○政治倫理条例（制定）不当要求行為防止条例

- ・参画の手続を省略（参画者名簿の廃止）
- ・町民の責務 議員に対する不正行使の禁止
- ・審査の請求（選挙権を有する町民総数の五分の一、二人以上の議員）
- ・政治倫理基準

○議員研修条例（改正）

- ・研修報告の義務化
- ・研修報告書の公開
- 議会基本条例検討調書
- ・行動計画要綱（制定）

- ・検討調書（現状、課題、改善策、方向性判断、諮問会議意見）

○議員間討議要綱（制定）

- ・行動計画（具体的項目、目標期間、具体的取組、取組の結果）
- ・自由討議の定義・本会議等における討議
- ・討議方法・質疑・意見交換の後、議長の確認により議員が討議の表明をし、論点争点を明確にして合意形成に努める。
- ・論点争点・基本条例に基づく政策形成過程資料を参考に現状把握・課題整理・解決対策等を念頭に論点争点を明確にする。
- ・留意点・特定の個人・政党等を非難・侮辱・宣伝する発言をしない。自らの意見を積極的に述べ、他の意見にも真摯に耳を傾ける。

○行政評価事務事業評価要綱（改正）

- ・評価対象・政策等調書（総合計画事業振興管理表）を追加
- ・評価手順（議員→常任委→議運→手交→公表）
- 議会・議員活動評価要綱（制定）
- ・評価項目：議会（主要一〇項目）・議員（六項目）

○評価資料：議会の基礎的資料（議会白書掲載）

- ・評価の手交、公表（議会日より・HP）
- 議会広報広聴要綱（制定）
- ・議会日より：編集方針、基本掲載事項、発行

- ・議会HP：編集方針、掲載事項
- ・町民と議員の懇談会（議会報告会）…開催方針開催会場、議員・事務局班編成
- ・議会白書：編集方針、掲載事項の構成（議員名簿、開かれた議会づくり、評価基礎資料等）

◇◇◇
詳細は、福島町議会HPをご覧ください。議会基本条例と関連条例等の相関図から検索できます。議会だより特集号も発行しております。

URL: www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/

＜みまぐり＞ 福島町議会議員

